

## 第66回宮城県国土利用計画審議会

I 日 時 : 平成31年2月5日(火)  
午後1時30分から午後3時まで

II 場 所 : 宮城県行政庁舎 第2会議室(11階)

### III 次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

- (1) 国土利用計画と土地利用基本計画について
- (2) 宮城県土地利用基本計画図の変更について
- (3) 第五次宮城県国土利用計画の点検結果等について
- (4) 宮城県国土利用計画の改定について

4 閉 会

#### ○配付資料

- 【資料1】 国土利用計画と土地利用基本計画について
- 【資料2】 宮城県土地利用基本計画図の変更(案)
- 【資料3】 変更位置図
- 【資料4】 土地利用基本計画変更内容説明書
- 【資料5】 第五次宮城県国土利用計画の点検結果
- 【資料6】 第六次計画の方向性に係る委員意見等の概要
- 【資料7】 宮城県国土利用計画の改定スケジュール(案)
- 【資料8】 県土利用の推移等(参考資料①)
- 【資料9】 平成30年度 土地利用の現況と施策の概要(参考資料②)

#### IV 出席者名簿

##### 1 委員（13名中11名出席）

（敬称略）

分野	氏名	現職名	出欠
都市問題・ 交通問題	ますだ さとる 増田 聡	東北大学大学院経済学研究科教授 （工学博士）	出
都市問題・ 交通問題	おくむら まこと 奥村 誠	東北大学災害科学国際研究所教授 （工学博士）	出
都市問題・ 社会福祉	やまもと かずえ 山本 和恵	東北文化学園大学科学技術学部 建築環境学科教授（工学博士）	出
自然保護	さいとう ちえみ 齊藤 千映美	宮城教育大学環境教育実践研究セン ター教授（理学博士）	出
農 業	たけなか ともお 竹中 智夫	宮城県農業協同組合中央会常務理事	出
林 業	あさの こういちろう 浅野 浩一郎	宮城県森林組合連合会代表理事専務	出
商 工 業	さいじょう たみこ 西條 多美子	前宮城県商工会女性部連合会監事	出
社会福祉	さとう よしこ 佐藤 善子	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 宮城県介護研修センター所長	欠
土 地	あおた れいこ 青田 令子	前一般社団法人宮城県不動産鑑定士 協会会長	出
市 町 村	やまだ ゆういち 山田 裕一	白石市長（宮城県市長会）	出
	あさの はじめ 浅野 元	大和町長（宮城県町村会）	出
そ の 他	むとう じゅんこ 武藤 順子	宮城県青年会議幹事	出
	おおとも とみこ 大友 富子	宮城県地域婦人団体連絡協議会会長	欠

## 2 事務局

氏 名	職 名
小林 一裕	震災復興・企画部次長
門脇 克行	震災復興・企画部参事兼地域復興支援課長
乗田 晶子	震災復興・企画部地域復興支援課副参事兼課長補佐（総括担当）
安住 克郎	震災復興・企画部地域復興支援課課長補佐（土地対策班長）
藤咲 寛	震災復興・企画部地域復興支援課主事
亀谷 里美	震災復興・企画部地域復興支援課主事
船戸 一成	震災復興・企画部地域復興支援課主事

## 3 個別規制法担当課

氏 名	職 名
菅原 康弘	環境生活部自然保護課課長補佐（自然保護班長）
鈴木 篤	環境生活部自然保護課技術補佐（みどり保全班長）
伊達 宗純	環境生活部自然保護課主事
佐藤 南平	農林水産部農業振興課主事
奥平 直人	農林水産部林業振興課技師
及川 えみ	農林水産部林業振興課技師
佐藤 大成	土木部都市計画課技術主査

## V 会議の概要

1. 午後1時30分、司会の乗田副参事兼課長補佐（総括担当）が開会を宣言し、会議が有効に成立する旨の報告を行った。（定足数7名以上出席）
2. 小林震災復興・企画部次長の挨拶の後、議事に入り、増田会長が国土利用計画審議会条例第5条第1項の規定により、議長となって以後議事を行った。
3. 議事について、門脇震災復興・企画部参事兼地域復興支援課長及び安住課長補佐（土地対策班長）が説明を行った後、審議が行われた。

## VI 会議運営に関する報告・確認事項等

1. 定足数の報告  
国土利用計画審議会条例第5条第2項の規定により、定足数である過半数（7名）を満たし、有効に成立していることを報告した。
2. 審議の公開・非公開の確認  
議事の公開を確認した。
3. 議事録署名委員の指名  
審議会運営規程第5条第1項の規定により、「奥村誠委員」「山本和恵委員」の2名を議事録署名委員に指名した。

## Ⅶ 議事録（発言要旨）

増田会長	それでは、議事(1)に入りたいと思います。国土利用計画と土地利用基本計画について、事務局から御説明をお願いします。
安住班長	(資料1について説明)
増田会長	なにか御質問がありましたらお願いします。 特になければ、「土地利用基本計画図の変更について」の議論に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。
一同	はい。
増田会長	それでは続けて議事(2)に入りたいと思います。事務局から御説明をお願いします。
門脇課長	(資料2～4について説明)
増田会長	これからの土地利用の変更にあたって図面を描き変える、ということについての審議になりますが、なにか御意見や御質問はありますでしょうか。
竹中委員	整理番号6 仙台農業地域(坪沼)の縮小について、資料4・13ページでは変更理由が山林原野に囲まれているということで、宮城県では中山間地においてこのような農地はいくらでもあるのでしょうか、住宅や太陽光発電施設の建設が予定されているのでしょうか。山林原野に囲まれているからというだけの理由で縮小するというのはなかなか納得できないのですが、どのような理由なのか教えていただきたいと思います。
安住班長	では、私から御説明いたします。 こちらは、現況に合わせて精査したものでして、資料4・13ページの航空写真を見ていただければお分かりかと思いますが、農地が6ヘクタール、山林原野が82ヘクタールであり、ほぼ山林原野となっております。その他、雑種地が2ヘクタール程ある状況でして、今後も特に開発の予定はありません。 経緯といたしましては、仙台市において、仙台農業振興地域整備計画の変更に係る基礎調査を行ったところ、農業的に立地が良い地域ではないということが判明しましたので、その実態に応じて計画図を変えるものです。
竹中委員	そうすると、地目が山林に変わるという訳ではないですね。

安住班長	お見込みのとおりです。「地域」と「地目」は必ずしもリンクするわけではありません。
竹中委員	農業地域から外れると、太陽光発電施設などの設置が出来やすくなるということはあるのでしょうか。
安住班長	農地転用は行いやすくなると思われます。
増田会長	資料4・13ページ・航空写真の縮小区域について、周辺状況との違いがよく分からないのですが、違いはあるのでしょうか。
安住班長	こちらの区域は広大で現地調査が難しいところでしたが、ほぼ山林であり、一部にかろうじて行ける農地があるような地域でした。
増田会長	区域の周辺も同じような土地利用ですよね。ここで区画されている理由がよくわかりませんが。
安住班長	後日、御回答させていただきます。
増田会長	他に質問はありますか。 整理番号1 東松島農業地域(あおい)の縮小区域について、資料4・3ページの航空写真で見ると、隣接地が既に田んぼではなくなっており、現況がよくわからないのですが、こちらは市街化区域へは編入しないということでよろしいでしょうか。
佐藤技術主査	現況では、東松島市の公益施設となっており、市街化区域への編入は行わない範囲となっております。
増田会長	わかりました。他に御確認等がありますか。 特にないようですので、土地利用基本計画図の変更(案)については、異議なしということで答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。
一同	はい。
増田会長	それでは、本審議案については、異議なしということで答申いたします。
増田会長	次に、議事(3)です。第五次宮城県国土利用計画の点検結果について、事務局から御説明をお願いします。
門脇課長	(資料5, 6について説明)

増田会長	<p>土地の上で色々なことが起こっており、様々な観点から書き込まれていますが、点検結果について、御質問等があればお願いします。</p>
奥村委員	<p>気になっているのは、例えば、「全て利用度が落ちてきたときに荒廃地や遊休地の増加が懸念される」というような書き方をされていますが、一方で、例えば水害の対応を考えたときに、通常の被災レベルではなく、最大級のレベルの水害に対応するような方針にしてきたという国全体の流れがあるようです。</p> <p>そのときに、今利用されているかいないかの観点で、ここが遊休地かどうかということの他に、そもそも、今の県土の状態の中で、どの程度、災害に関しての危険度があるのか、あるいは新しく開発するべきなのか、あるいは遊休土地を使い直した方が全体的に安全なものが確保できるのか、とか、もう少し積極的な国土の管理に踏み出した考え方が必要な時期に来ているのではないかと思うのですが、そのような議論は県でどのように進められているのでしょうか。</p> <p>また、単なる言葉の問題の指摘だけですが、資料5・4ページの上から4行目に「都市のスポンジ化」という言葉が出てきます。「都市のスポンジ化」というのは、一時期に人が住まなくなると空洞化する、ということを表すために使われ出したのですが、実はこの頃、ヨーロッパなどでは、水害対応の中で積極的に残っている土地を農地などに活用しながら、水を外へ出さないようにする、という積極的な意味で使われるようになってきており、「都市のスポンジ化」をマイナスの意味で使い続けると混乱を招く恐れがありますので、この言葉遣いでいかどうか御検討いただければと思います。</p>
安住班長	<p>ただいま御指摘いただいた御意見についてですが、1つ目につきましては、全国計画でも、土地の履歴や、周辺の環境等を踏まえてその土地に最も良い利用方法で利用を進めていくべきだという理念を示しております。御指摘いただいた意見を踏まえながら、次期計画に反映させていただければと考えている次第です。</p> <p>2つ目につきましては、現在、国土交通省で空き地等の問題を指摘する際に「都市のスポンジ化」という言葉を象徴的に使っていることから、そのまま使わせていただいておりますが、今回の御指摘がありましたので、表現方法についても考えていきたい次第です。</p>
奥村委員	<p>資料1で、今の国土利用計画法ができあがった昭和40年代からの背景が書いてありますが、おそらく「土地利用」という言葉が良くないのだと思います。</p> <p>「土地」というのは、ある種の状態があって、そこから価値が上がったり、高度に利用され、最終的に望ましいような使われ方をしているので、結局、時代の背景によって作られている計画体系です。「土地利用をどうするべきか」というようなことが書いてありますが、逆に言うと、積極的には使わないが、環境の保全のために、例えば荒地の表土が流れないように最低限の対応をすとか、そういう様なことも含めて、今あ</p>

	<p>る土地をどのような状況に保つのか、という視点がもっと必要だと思います。それが、今は具体的に何のために土地が使われているのか整理しようとしているために、「その他」という土地が増えたり、農地に区分されているが手が加わっていないような土地が残っていたり、土地が持つ色々な機能のうちで、人が積極的に使う以外の土地が上手く把握できないような形になっているのではないかと思います。それは、県ではなく国全体の話なのは分かりますが、逆に空地などができてきているからこそ、むしろ、そういう経済的な利用形態に基づいた分類にとらわれない、現状の把握も必要だろうし、それをどうやって維持していくかという考え方も必要なのではないかと思います。原則論に戻る話で、そう簡単には解決しない問題だとは思いますが、計画の見直しを行う時期なので、是非、そのような観点を少しずつ入れていただきたいです。すぐには難しいと思いますが。</p>
安住班長	<p>大変貴重な御意見ありがとうございました。元々、国土利用計画法ができて、国土利用計画が発足した背景としては、その当時、地価が上がっている時代であり、御指摘のように、非常に開発基調が強かった時代というのがあります。平成27年に改定された全国計画では、開発重視の考え方からの転換が方向性として示されていますが、奥村委員からはそれでもまだ足りないという御指摘だと思います。全国計画でも既にそのような理念は入っておりますが、次期計画策定の際にも、更に御指導をいただければと思っている次第です。</p>
増田会長	<p>おそらく、災害リスクを全県が同じレベルで見ているというのはあまりないので、大変ですよ。</p>
奥村委員	<p>大変ですが、むしろ宮城県だからこそやっていただきたいという希望はあります。</p>
増田会長	<p>都市の部分については各市町村のハザードマップがあつたり、農地についても農地の多面的機能に関する議論があつたり、自然保全についても以前からありますので、耕作放棄地は荒れてしまっているのか、もう使わない方がいいのかというのは、どこかで仕切らないと、よく分からないうちに土地が使われなくなるのかもしれない。</p>
山本委員	<p>資料1「国土利用計画・土地利用基本計画の体系図」の全国・県・市町村の国土利用計画について、相互に調整しながら基本方向を定めるとの話をいただきましたが、先ほどの奥村委員の話もそうですが、よくその土地を分かっている市町村計画を県が受け取って調整するというような、下からのベクトルを大きくしていただけないのかなと思います。</p> <p>意見としては、私は大規模開発などで環境評価に携わる機会が多いのですが、保安林がいくとも簡単に解除されている現状があつたりしますので、現在守られているはずのものをしっかり守ること、それから、市民が大事にしている景観につい</p>

	<p>て、その地域だけではなく視界に入るところを一体的に保全するというは、おそらく住んでいる方にとっては、当たり前のことだと思うのですが、それがなかなかフィードバックされない結果、気が付いたら開発されていることが、最近では増えているような気がします。対処法としては、守るべきものを守るということと、それをするためには、市町村レベルで、開発しない重点地域を市町村から聞き取っていただくような道筋を太めのパイプにしていいただければと思います。</p>
増田会長	<p>「即する」と書いてあるところが、開発現場で対立するようなことがあったときに、5つの個別規制法がどう機能するのかという重要なテーマだと思いました。</p>
安住班長	<p>今の御指摘の話ですが、国土利用計画は基本的に理念計画ということになりますので、そのような理念は記載していきたいと思いますが、実効性があるのはどちらかというと、個別規制法でゾーニングを検討するに当たっての調整等になると思います。現状でも市町村の意向等をくみ取りながらゾーニングを調整していると思われませんが、各個別規制法担当課との打合せの際に、そのような御意見があったことを伝えながら適切なゾーニングを考えていきたいと思っています。</p>
門脇課長	<p>法体系的には、ただいま御説明したとおり強制力があるようなことは難しいですが、法実体系として個々の法律ができており、それでは総合調整ができていないためこのような計画ができたということですので、上位計画として、考え方や理念については、委員の皆様の御意見を踏まえながら、法的な拘束はないとしても、個別規制法に配慮いただけるような計画作りをしていけたらと思います。</p>
増田会長	<p>図面の見直しを行うときに、さっきあった、災害リスクが増えるのか減るのかというような話になると、解除しない方がいいなどということについては、ここで議論できるのかもしれませんが、なかなか個別案件ごとに調べていくのも、ルールがないと難しいのかもしれない。</p>
安住班長	<p>各個別規制法で、国のガイドラインなどを基準としてルールを設けているはずなので、基本的にはそちらに従っていると思います。おそらく、現行基準上できることとできないことがあるかと思いますが、できることは検討していく方向で、できないことは色々機会を捉えながら、各個別規制法に関する御意見がありましたら、国への制度改正要望等に取り入れていければと考えている次第です。</p>
門脇課長	<p>少なくともこちらで出た意見に関しては、個別規制法の所管課に申し伝えるようにいたします。</p> <p>また、森林法の中で、開発許可を出す場合には、土砂の流出であるとか、水害の影響、水源の確保、環境への影響などの視点から審査しており、こちらは個別規制法に任せております。ただ、先ほどから申し上げているとおり、いただいている意見</p>

	<p>や考え方については、反映できるかはわかりませんが、しっかりと申し伝えるということで、対応させていただきたいと思います。</p>
増田会長	<p>先ほどの計画図の変更の中で、復興整備協議会による農地転用の話が出ておりましたが、あの制度は、復興を加速させてよかったと言えるのでしょうか。どのように点検できるのでしょうか。</p>
安住班長	<p>ワンストップで許認可等を行っているので、時間の短縮について寄与した部分はあるとは思いますが。総合的な点検は、こちらでは行っておりません。</p>
増田会長	<p>他に意見はございますか。</p> <p>それでは、資料6について御要望はありますでしょうか。</p> <p>第6次計画策定に向かって、また次回以降の議論の中でも、皆さんの意見を聞きながら進めていきたいと思っておりますので、いずれ資料6'ということで拡充していくのかもしれない。</p> <p>それでは、議事(4)について、事務局から御説明をお願いします。</p>
安住班長	<p>(資料7について説明)</p>
増田会長	<p>なにか御質問はありますか。</p>
増田会長	<p>パブリックコメントを平成32年の9月頃に行うということですが、どの段階で骨子案・素案・中間案が公表されるのでしょうか。</p>
安住班長	<p>県では、明確な公表時期は決めていませんが、計画内容の大枠が動かない状態であれば、県民から御意見を募集してよいということになっており、中間案の段階になっていけば、細部は変わる可能性があります。概ね決まっているだろうということで、この段階でパブリックコメントを行うのがいいのではないかと、ということになりました。また、庁内の所管課へも意見を聴き取りした結果、この時期が適正だと考えている次第です。</p> <p>ちなみに、審議会の結果は、その都度議事録と資料とともにホームページで公開しておりますので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。</p>
増田会長	<p>一般向けのシンポジウムの開催などは考えているのでしょうか。</p>
安住班長	<p>特に考えておりません。</p>
増田会長	<p>わかりました。他に御意見等ありますか。</p>

乗田副参事	<p>来年度から今回の現行計画の点検を踏まえて、次期計画作りに入っていくことになりますので、是非、御意見がある場合は、活発に議論していただければと思います。</p> <p>それでは、本日用意していた資料の説明や審議は以上で終わりますので、事務局の方へお返ししたいと思います。</p> <p>それでは、以上を持ちまして、宮城県国土利用計画審議会の一切を終了いたします。</p>
-------	---